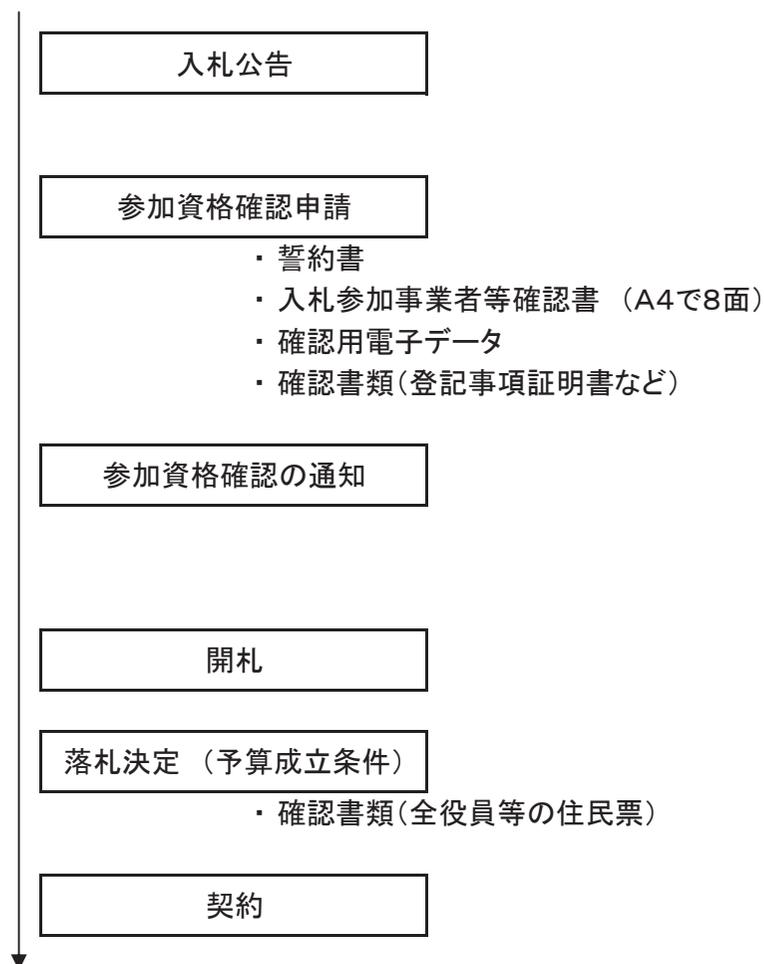
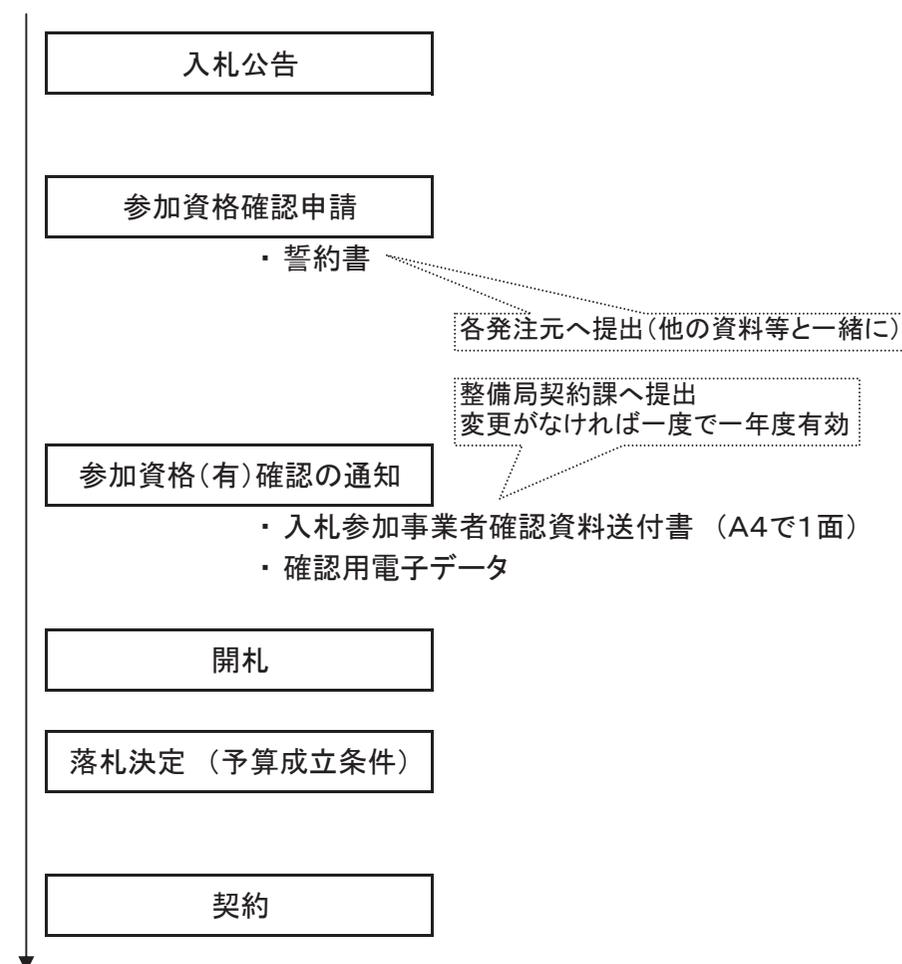


暴力団排除に関する欠格事由確認により行う警察庁への意見聴取 の 変更点

前回まで



今回



(今回からの変更点)

※ 確認書類の提出は全て不要になります。ただし、警察庁への意見聴取に際して、必要に応じて、提出を求める場合があります。

※ 参加資格確認申請と同時に、全員提出しなければならなかった入札参加事業者等確認書と確認用電子データは不要になります。

※ 参加資格がある確認の通知を受けた者は、その後に入札参加事業者確認資料送付書と確認用電子データを提出することとなります。